

平成 28 年 10 月 21 日

サイバーセキュリティ分野において初の国家資格となる「情報処理安全確保支援士」制度を開始しました

本日、サイバーセキュリティ分野において初の国家資格となる「情報処理安全確保支援士」制度を開始しました。

1. 情報処理安全確保支援士制度

近年、情報技術の浸透に伴い、サイバー攻撃の件数は増加傾向にあり、企業等の情報セキュリティ対策を担う実践的な能力を有する人材も不足する中、情報漏えい事案も頻発しています。このためサイバーセキュリティの対策強化に向け情報処理の促進に関する法律の改正法が本日施行され、我が国企業等のサイバーセキュリティ対策を担う専門人材を確保するため、最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する新たな国家資格制度を開始しました。

2. 情報処理安全確保支援士とは

情報処理安全確保支援士とは、サイバーセキュリティに関する知識・技能を活用して企業や組織における安全な情報システムの企画・設計・開発・運用を支援し、また、サイバーセキュリティ対策の調査・分析・評価を行い、その結果に基づき必要な指導・助言を行う者です。サイバーセキュリティの確保に取り組む政府機関、重要インフラ事業者、重要な情報保有する企業等のユーザー側及びこれら組織に専門的・技術的なサービスを提供するセキュリティ関連企業等のいわゆるベンダー側の双方において活躍が期待されます。

3. 情報処理安全確保支援士となるには

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」)が実施する情報処理安全確保支援士試験に合格し、登録をした者が情報処理安全確保支援士と名乗ることができます。なお、制度開始から 2 年間に限り、情報セキュリティスペシャリスト試験又はテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験に合格された方も登録を受けられます。また、情報処理安全確保支援士には、継続的にサイバーセキュリティに関する最新の知識・技能を維持等していただくため、IPAが経済産業大臣の認可を受けて実施する講習を毎年受講することが義務付けられます。

4. 情報処理安全確保支援士の通称名とロゴマーク

情報処理安全確保支援士が社会全体で活用され、企業等におけるセキュリティ対策を進めるため、法律上の名称に加え、通称名とロゴマークを設けます。

法律名：情報処理安全確保支援士

通称名:登録情報セキュリティスペシャリスト(登録セキスペ)

英語名:Registered Information Security Specialist(RISS)

ロゴマーク:



5. 試験及び登録に関するスケジュール

・平成 28 年 10 月 24 日(月) 登録受付開始

※過去に情報セキュリティスペシャリスト試験及びテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験に合格した者

・平成 29 年 4 月 第1回支援士試験実施

登録については以下の HP にて御案内します。

<http://www.ipa.go.jp/siensi/index.html> (平成 28 年 10 月 24 日から開設)

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局 情報処理振興課長 滝澤

担当者: 藤岡、野田、千家

電話:03-3501-1511(内線 3971~5)

03-3501-2646(直通)

03-3580-6073(FAX)